

## 弔慰金規定

(目的)

第1条 本規定は、ブラウンハイム管理組合規約（以下「規約」という。）第26条第十一号（近隣にも配慮した居住者間の円滑な関係の形成に要する費用）に基づく業務の一として、管理組合が支出する弔慰金について定める。

(弔慰金の対象)

第2条 管理組合は、次の各号に該当する場合には、管理費より弔慰金を支払うことができるものとする。

- 一 ブラウンハイムに居住する組合員またはその配偶者が死去した場合
- 二 組合員またはその配偶者の一親等または二親等で、ブラウンハイムに居住する親族が死去した場合
- 三 その他、特に理事会が支払いを承認した場合

(弔慰金の支払い)

第3条 弔慰金の支払いは、管理組合理事長名で行う。

2 弔慰金の種類は次の各号の区分に従うものとする。

- |            |          |
|------------|----------|
| 一 前条第一号の場合 | 10,000 円 |
| 二 前条第二号の場合 | 5,000 円  |
| 三 前条第三号の場合 | 5,000 円  |

3 弔慰金は小口会計より慣例に従い現金で支払うものとする。

(本規定の改廃)

第4条 本規定の改廃並びに運営は管理組合理事会において行うものとする。

(本規定の発効)

第5条 本規定は、平成21年11月7日の理事会の決議をもって有効となる。但し、本規定発効以前に慣例的に行われた弔慰金の支払いは無効とはならないものとする。

以上